

佐野警察署
24-0110
南交番
24-2987

みなみ パトロール



12月号



年末年始特別警戒実施

実施期間：令和6年12月11日（水）から令和7年1月3日（金）までの間

スローガン：みんなでなくそう 年末年始の事件事故

主な実施項目

- (1) 街頭活動の強化
- (2) 犯罪抑止と捜査活動の強化
- (3) 年末の交通安全県民総ぐるみ運動の併行実施（12月11日（水）～12月31日（火））
 - ① こどもと高齢者の交通事故防止
 - ② 飲酒運転等の根絶
 - ③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底
 - ④ 「ライト4（フォー）運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進
- (4) 雑踏事故の防止



ライト4（フォー）運動って？

栃木県では、毎年10月1日から2月28日までの期間、16時になったら前照灯（ライト）を点灯しようという運動をいいます。

例年、日没が早まる時期の午後4時以降の薄暮時間帯に交通事故が多発する傾向があり、特に午後4時台の交通事故の発生は、前照灯を点灯していないドライバーが多いことから早めの前照灯を意識付けることで交通事故を防止することです。

マイナンバーカードが運転免許証に！

令和7年3月24日から申請をすればマイナンバーカードを運転免許証として使用できるようになります。

★メリット★

- ① 住所変更等が楽になる。
- ② オンラインで更新時講習が受講可能に！
- ③ 住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長！
- ④ 更新手数料が安く



詳細は、警察署または運転免許センターまで！

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化！

皆さんご存じでしょうか？

道路交通法が令和6年11月1日に改正され、自転車に対する取り締まりが始まっています！

- ① 自転車に乗車しながら携帯電話を使用
(最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- ② 自転車に乗車し酒気帯び運転
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

この他にも、
自転車で信号無視、指定場所一時不停止等で、自転車も車、バイクと同じように交通違反で検挙されます。

正しい交通ルールを守り
楽しい年末年始を迎えましょう！

